



2026 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社中村超硬
代表者名 代表取締役 井上 誠
(コード番号：6166 東証グロース市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 田植 啓之
(TEL. 072-274-1072)

大阪地方裁判所堺支部による仮差押決定通知の受領 及び仮差押執行取消しの申立てのお知らせ

当社は、2026 年 9 月 11 日付けにて大阪地方裁判所堺支部より、江蘇三超金剛石工具有限公司（以下「江蘇三超社」という。）を債権者、当社を債務者とした当社の取引金融機関 1 行の一部預金に対する仮差押命令（以下「本件仮差押命令」という。）を受けましたので（2026 年 9 月 18 日に仮差押決定の書面を受領）、お知らせいたします。

また、当社は、本件仮差押は理由の無い極めて不当な命令であるものと考えており、速やかに保全異議の申立を行うとともに、預金口座の仮差押執行取消しの申立てを行うために、仮差押解放金を法務局に供託することをお知らせいたします。

なお、本件仮差押が当社の資金繰りや事業活動に与える影響はございません。

記

1. 本件仮差押命令の概要

裁判所：大阪地方裁判所 堺支部

発令日：2026 年 9 月 11 日

債権者：江蘇三超金剛石工具有限公司

仮差押の対象となった債権：当社の取引金融機関 1 行に対する預金請求権 3 億円

2. 仮差押に至った経緯

当社は 2021 年 11 月 19 日にお知らせいたしましたとおり、江蘇三超社より、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）における仲裁申立を受け、2025 年 5 月 23 日にお知らせいたしましたとおり、SIAC より仲裁判断（中間判断）を受領しております。中間判断においては、当社が受領した契約対価 9.9 億円の返金は不要であり、また当社が立て替えた輸送費約 583 万円を江蘇三超社が支払うよう命ぜられました。また当社に対し、江蘇三超社が当社との共同作業において生産現場で発生した直接損害額の支払いが命ぜられました。当社が江蘇三超社に支払うべき直接損害額は今後の仲裁手続きにおいて決定されることとなっており、現在も仲裁手続きが継続しておりますが、当社が支払うべき直接損害額は少額に留まるものと考えております。

しかし、江蘇三超社はその仲裁手続きが過程にあるにも拘わらず、また仲裁手続きにおい

て直接損害の内容やその金額に関し、何ら決定がなされていない現時点において、江蘇三超社が自ら主張する当社に対する直接損害額をもって、突如として大阪地方裁判所堺支部に対して仮差押命令の申し立てを行なったものであります。

3. 当社の見解及び今後の対応方針

当社といたしましては、本件仮差押は理由・根拠の無いものと考えておりますので、速やかに保全異議の申立を行うとともに、預金口座の仮差押執行取消しの申立てを行うために、仮差押解放金を法務局に供託する予定としております。

また、今後の経緯につきましては、必要に応じて開示を行ってまいります。前述の通り、本件仮差押が当社の資金繰りや事業活動に与える影響はございませんが、今後本件に伴い、当社の業績に与える事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上